

平成29年度

精神保健福祉促進の会運営補助金

評価表 NO.

13

所管部課名	障害・社会福祉課		担当者	吉永				
事務事業名	一般障害者自立支援事業							
根拠法令	薩摩川内市精神保健福祉促進の会運営補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成29年度 予算額	100 千円	国県支出金 千円	一般財源 100 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	研修会及び交流会等実施事業の開催数及び参加者数		8 回		平成34年度			
成果指標②								
補助対象者	薩摩川内市精神保健福祉促進の会							
補助対象経費	・組織の運営に要する経費（役員報酬、食糧費及び慶弔費を除く。） ・研修事業等に要する経費（食糧費を除く。）							
補助対象事業・活動の内容	組織の運営及び研修事業等の実施							
	分類	☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☒ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数切捨て）以内							
上記項目の積算方法								
補助を受ける事業（団体）等の状況	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	375,154	73.9%	300,954	64.5%	345,955	69.3%
		会費収入	188,000	37.0%	205,000	43.9%	176,000	35.3%
		事業収入	137,154	27.0%	50,954	10.9%	124,955	25.0%
		寄付金・その他助成	50,000	9.9%	45,000	9.6%	45,000	9.0%
		市補助金	100,000	19.7%	100,000	21.4%	100,000	20.0%
				0.0%	0.0%		0.0%	
	支出	（前年度繰越金）	32,443	6.4%	65,957	14.1%	53,181	10.7%
		計	507,597	100.0%	466,911	100.0%	499,136	100.0%
		事業費	241,620	47.6%	266,056	57.0%	268,763	53.8%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費	200,020	39.4%	147,674	31.6%	198,620	39.8%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	65,957	13.0%	53,181	11.4%	31,753	6.4%
		計	507,597	100.0%	466,911	100.0%	499,136	100.0%
	支出計/前年度支出計				92.0%		106.9%	
	自己資金/前年度自己資金				80.2%		115.0%	
	翌年度繰越金/市補助金			66.0%	53.2%		31.8%	
	交付件数		1 件		1 件		1 件	
	成果指標の推移①		8 回		10 回		10 回	
	成果指標の推移②							
特記すべき事項等	【前回評価】 現状のまま継続							
	・補助交付先の団体について、分母となる対象者数に比べて分子の会員数が少ない団体が見受けられる。より有意義な活動になるよう加入促進を図りたい。 ・補助金について、市からの補助金と社会福祉協議会からの補助金の2つの流れがある。市から団体への流れに一本化できないか検討されたい。							
	【前回評価への回答】 ・会員加入促進について、会員の高齢化が進み、新規加入は少ない状況である。 ・障害者福祉大会等の行事の中で、積極的に参加され、団体のPRに努め、会員の募集に努められている。							
	【その他】 精神障害者及び家族の交流を進めるサロンを開き、精神障害者等の福祉向上に積極的に活動されている。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	会員が様々な活動を共に行うサロン事業や研修会等を実施し、精神障害者の福祉増進に資する活動を行っている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	②に該当する。 会の行う事業が精神障害者とその家族の福祉増進に資するものであるため、補助を通じた行政の支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	B	例年、積極的に自主事業を企画・実施し多くの参加者を得ており、精神障害者福祉の増進に寄与している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	障害のある当事者とその家族としての立場から、より適切な事業実施が行われている。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	活動内容に照らし、妥当な水準と認められる。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	会員以外に賛助会員からも会費を集めるなど、自主財源の確保に努められているが当面は継続した補助が必要と考えられる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	協議会の行う事業が精神障害者の福祉増進に資するものとなっている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	B	財政的な基盤が脆弱なため、活動維持のために妥当である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	補助目的に合致し、妥当なものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 会費、賛助会費の徴収など自主財源の確保に努められているが、運営には、当面の間補助が必要と考えられるため、現状のまま継続とした。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 効率的な運用に取り組んでいただく。		〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈まとめ〉

薩摩川内市精神保健福祉促進の会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）及び薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる薩摩川内市精神保健福祉促進の会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 薩摩川内市精神保健福祉促進の会運営補助金に係る補助事業等は、精神障害者等の福祉の増進に資するものでなければならない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 薩摩川内市精神保健福祉促進の会運営補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費について交付する。

- (1) 組織の運営に要する経費（役員報酬、食糧費及び慶弔費を除く。）
 - (2) 家族会開催に係る経費及びスポーツ大会等実施事業に要する経費（食糧費を除く。）
- 2 薩摩川内市精神保健福祉促進の会運営補助金の額は、前項に定める経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 薩摩川内市精神保健福祉促進の会運営補助金の交付を受けようとするときは、規則第5条に基づき、毎年6月30日までに市長に提出する。

2 規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(補助金の交付の基準)

第5条 薩摩川内市精神保健福祉促進の会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第6条 薩摩川内市精神保健福祉促進の会運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(補助金の交付の請求)

第7条 薩摩川内市精神保健福祉促進の会運営補助金の確定通知書を受理したときは、補助金の交付の請求をすることができる。

2 補助金の交付を請求しようとするときは、規則第18条に基づき市長に請求しなければならない。

(効果の測定)

第8条 薩摩川内市精神保健福祉促進の会運営補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、研修会及び交流会等実施事業の開催数及び参加者数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 補助事業者である薩摩川内市精神保健福祉促進の会は、本市の福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。